

白鷗大学鷗友会取材規程

（目 的）

第1条 本規程は、白鷗大学鷗友会（以下「本会」という。）が実施する各種支援事業その他の活動に関連し、取材を通じて得た情報を、会報誌その他の広報媒体等に適切に掲載・発信するにあたり、取材の方法及びその結果の取扱い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 本規程において「取材」とは、本会の活動に関する広報、報告その他の目的のため、対象者に対して直接的に情報提供等を求める行為をいう。

2 「対象者」とは、本会の支援を受けた者、会員、講演者、参加者その他本会の広報活動に関連して情報提供の依頼を受けた者をいう。

（取材の対象及び範囲）

第3条 本会が行う取材の対象及び範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）本会より支援を受けた者に関する事項
- （2）本会が主催、共催、後援等を行った行事に係る報告及び参加者に関する事項
- （3）会員の研究、業績、社会貢献活動その他母校又は本会に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

（取材の実施）

第4条 取材の実施にあたっては、対象者に対し、取材の趣旨、目的及び使用媒体等を事前に明示し、同意を得るものとする。

2 取材は、対象者の名誉、プライバシーその他の権利を侵害しないよう十分に配慮し、適切に行うものとする。

（掲載内容の確認）

第5条 取材に基づき作成された原稿その他の掲載内容については、原則として事前に対象者の確認を得るものとする。

2 対象者が掲載に同意しない旨を申し出た場合は、当該内容の掲載を行わないものとする。

（個人情報の取扱い）

第6条 本会は、取材により取得した個人情報について、「白鷗大学鷗友会個人情報保護規程」及び関係細則等に基づき、適正に管理及び取扱いを行うものとする。

2 前項にかかわらず、法令その他の規程により認められる場合を除き、対象者の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

（著作権の取扱い）

第7条 取材に際して対象者より提供された文章、写真その他の著作物の取扱いについては、当該著作物の著作権者の承諾を得た上で、本会が広報等の目的の範囲内において使用できるものとする。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改正又は廃止は、理事会の議を経て行うものとする。

(準 拠)

第9条 本細則に定めのない事項については、規程の趣旨に従い、理事会が別に定める。

附 則 この規程は、令和7年7月12日より施行する。